

「沙流川総合開発事業平取ダムに代わる治水対策案  
について（照会）」に対する関係者の回答について

平成 24 年 11 月

国土交通省北海道開発局



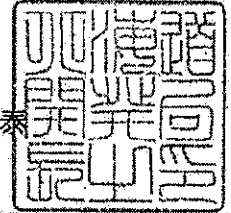
北開局河計第 19-8 号

平成 23 年 7 月 1 日

北海道電力株式会社

取締役社長 佐藤 佳孝 殿

北海道開発局長 高松 泰



沙流川総合開発事業平取ダムに代わる治水対策案について（照会）

北海道開発行政の推進につきましては、日ごろから特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、北海道開発局では、国土交通大臣から沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討を進めるよう指示がなされ、「第3回 沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場」において複数の治水対策案を提示しました。

つきましては、今後の治水対策案の検討を進めるに当たり貴社の御見解を参考にさせていただきたいので、下記の事項について御回答いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、御意見が無い場合につきましても、その旨御連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 岩知志ダムの再開発（掘削、嵩上げ）を行い、平取ダムに代わる治水対策案とすることに関する見解
- 2 岩知志ダムの利水容量買い上げを行い、平取ダムに代わる治水対策案とすることに関する見解

〈連絡先〉

建設部 河川計画課

河川調整推進官 小林 幹男

流域治水専門官 今井 誠

TEL 011-709-2311(内線 5297)



北電水第40号

平成23年7月15日

北海道開発局長

高松 泰 殿

北海道電力株式会社

取締役社長 佐藤 佳 孝



沙流川総合開発事業平取ダムに代わる治水対策案について（回答）

平成23年7月1日付け北開局河計第19-8号にて照会のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答致します。



## 意見照会内容

【照会1】岩知志ダムの再開発（掘削、嵩上げ）を行い、平取ダムに代わる治水対策案とすることに関する見解

【照会2】岩知志ダムの利水容量買い上げを行い、平取ダムに代わる治水対策案とすることに関する見解

## 回答

## 【全体意見】

対策案の比較検討にあたっては、以下の理由から水力発電事業に影響を与えることのないよう強く要望いたします。

- 水力発電は、純国産の再生可能エネルギーとして、また、発電時に温室効果ガスである CO<sub>2</sub> を排出しないクリーンエネルギーとして我が国のエネルギー政策上、重要な位置づけであります。
- ダムを伴った貯水池式や調整池式の発電所においては、その発電容量により電力需給が逼迫する時期の供給力確保、急激な需要変動に対する追従性、電力系統の安定運用に重要な役割を担うものであります。
- 今後、太陽光・風力等の出力変動の大きい再生可能エネルギーの導入が拡大されることが予想され、このような発電容量を持ち系統調整力を発揮できる水力発電の重要性は更に高まることが予想されます。

## 回 答

### 【照会 1 に対する回答】

- 岩知志ダム of 堤体嵩上げを行った場合、上流に位置する日高発電所の放水口が水没することとなり、日高発電所の運用制約が生じ、電力の安定供給に大きな影響を与えることが想定されるため、本対策案に対しては同意できません。
- 岩知志ダム of 堤体嵩上げに伴う設備改造は大規模な工事であり、長期間に及ぶことが予想されます。

また、岩知志ダム of 土砂掘削量は膨大であり、必要容量を維持するために継続的に流入土砂量分を掘削しなければならず、長期間に及ぶ継続的な掘削工事となることが予想されます。

これらの嵩上げに伴う設備改造及び掘削工事期間中は、岩知志発電所の運用へ大きな制約を与えるものであり、岩知志発電所長期停止による発電量の損失により貴重な水力エネルギーを失うものであることから、本対策案に対しては同意できません。

### 【照会 2 に対する回答】

岩知志ダム of 利水容量買い上げを行うことは、貴重な水力エネルギーを利用することが出来なくなり、電力の安定供給に大きな影響を与える可能性があるため、本対策案に対しては同意できません。



北開局河計第 29-2 号  
平成 23 年 8 月 19 日

ほくでんエコエナジー株式会社  
取締役社長 高橋 耕平 殿

北海道開発局長 高松 泰



沙流川総合開発事業平取ダムに代わる治水対策案について（照会）

北海道開発行政の推進につきましては、日ごろから特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、北海道開発局では、国土交通大臣から沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討を進めるよう指示がなされ、「第3回 沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場」において複数の治水対策案を提示し、パブリックコメントを実施したところ、二風谷ダムにおいて可能な限り堆砂容量を減少させ洪水調節容量を増す治水対策案及び沙流川流域に存する既存のダム（二風谷ダム、岩知志ダム、奥沙流ダム）を有効活用する治水対策案が新たに提案されました。

つきましては、今後の治水対策案の検討を進めるに当たり貴社の見解を参考にさせていただきたいので、下記の事項について御回答いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、御意見がない場合につきましても、その旨御連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 二風谷ダムにおいて融雪期及び洪水期にオリフィスゲートを常時開放するとともに洪水終了後に一定期間オリフィスゲートを全開することにより堆砂容量を減少させて洪水調節容量を増し、平取ダムの治水代替案とすることに関する見解
- 2 二風谷ダムの再開発（掘削）を行い、平取ダムに代わる治水対策案とすることに関する見解

〈連絡先〉

建設部 河川計画課  
河川調整推進官 小林 幹男  
流域治水専門官 今井 誠  
TEL 011-709-2311(内線 5297)

写

エナ企第3号  
平成23年8月25日

北海道開発局長  
高松 泰 様

ほくでんエコエナジー株式会社  
取締役社長 高橋 耕平



沙流川総合開発事業平取ダムに代わる治水対策案について（回答）

平成23年8月19日付け北開局河計第29-2号にて照会のありました標記の件  
につきまして、別紙のとおり回答します。



**【意見照会内容】**

**【照会1】**

二風谷ダムにおいて融雪終了期及び洪水期にオリフィスゲートを常時開放するとともに洪水終了後に一定期間オリフィスゲートを全開することにより堆砂容量を減少させて洪水調節容量を増し、平取ダムの治水代替案とすることに関する見解

**【照会2】**

二風谷ダムの再開発（掘削）を行い、平取ダムに変わる治水対策案とすることに関する見解

**【回 答】**

**【照会1および照会2に対する回答】**

オリフィスゲート放流期間中は、ダム水位の低水位運用となるため二風谷発電所の取水が不可能となるものであり、容認できるものではありません。

二風谷ダムの再開発（掘削）は、掘削工事期間中の二風谷発電所の運転制約による減電が生じ、これら対策案は当社の水力発電事業に大きな支障をきたすものであり、容認できるものではありません。

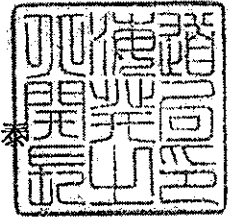




北開局河計第 29-1 号  
平成 23 年 8 月 19 日

北海道電力株式会社  
取締役社長 佐藤 佳孝 殿

北海道開発局長 高松 泰



沙流川総合開発事業平取ダムに代わる治水対策案について（照会）

北海道開発行政の推進につきましては、日ごろから特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、北海道開発局では、国土交通大臣から沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討を進めるよう指示がなされ、「第3回 沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場」において複数の治水対策案を提示し、パブリックコメントを実施したところ、沙流川流域に存する既存のダム（二風谷ダム、岩知志ダム、奥沙流ダム）を有効活用する治水対策案が新たに提案されました。

つきましては、今後の治水対策案の検討を進めるに当たり貴社の御見解を参考にさせていただきたいので、下記の事項について御回答いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、御意見がない場合につきましても、その旨御連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 奥沙流ダムの再開発（掘削）を行い、平取ダムに代わる治水対策案とすることに関する見解
- 2 奥沙流ダムの利水容量買上げを行い、平取ダムに代わる治水対策案とすることに関する見解

〈連絡先〉

建設部 河川計画課  
河川調整推進官 小林 幹男  
流域治水専門官 今井 誠  
TEL 011-709-2311(内線 5297)



北電水第 53 号

平成 23 年 8 月 24 日

北海道開発局長

高松 泰 殿

北海道電力株式会社

取締役社長 佐藤 佳孝



沙流川総合開発事業平取ダムに代わる治水対策案について（回答）

平成 23 年 8 月 19 日付け北開局河計第 29-1 号にて照会のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答致します。



## 意見照会内容

【照会1】奥沙流ダムの再開発（掘削）を行い、平取ダムに代わる治水対策案とすることに関する見解

【照会2】奥沙流ダムの利水容量買上げを行い、平取ダムに代わる治水対策案とすることに関する見解

## 回答

## 【照会1に対する回答】

奥沙流ダムにおいて必要容量を維持するためには、継続的に流入土砂量分を掘削しなければならず、長期間に及ぶ継続的な掘削工事となることが予想されます。

掘削工事期間中は、奥沙流発電所の運用へ大きな制約を与えるものであり、奥沙流発電所長期停止による発電量の損失により貴重な水力エネルギーを失うものであることから、本対策案に対しては同意できません。

## 【照会2に対する回答】

奥沙流ダムの利水容量買上げを行うことは、貴重な水力エネルギーを利用することが出来なくなり、電力の安定供給に大きな影響を与える可能性がある本対策案に対しては同意できません。